

野田市監査委員告示第1号

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月27日

| | |
|---------|---------|
| 野田市監査委員 | 栗 林 徹 |
| 同 | 新 井 栄 子 |
| 同 | 木 村 欽 一 |

野企財第290号

令和5年 2月 3日

野田市監査委員 栗林 徹 様

野田市監査委員 新井 栄子 様

野田市監査委員 木村 欽一 様

野田市長 鈴木 有

令和4年度財政援助団体等監査の結果に係る要望事項に対する処置について（報告）

令和4年12月6日付け野監第149号により提出された「令和4度財政援助団体等監査の結果について」に係る要望事項に対し、講じた処置状況について別添のとおり報告いたします。

令和4年度 財政援助団体等監査是正改善計画報告書

(1) 所管部局に対する要望事項

| 要望事項 | 是正改善状況 | 区分 |
|--|---|------------------------------------|
| <p>休職した職員の事務及び新型コロナウイルス感染症に伴う対応に時間を要し、指定管理料の一部の支払が1か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務執行に努められたい。</p> | <p>指定管理料の支払については、管理表を作成して年度協定書に規定する支払時期を確認するとともに、指定管理者からの請求書を受領後速やかに支出命令決議票を起票することを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p> | <p>処置済 実施中 検討中 未処置</p> |
| <p>保育時間について、野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則と野田市立清水保育所管理運営仕様書で記載内容に相違があったため、適正な時期に規則改正の手続を行うこと。</p> | <p>野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する保育時間について、保育所の開所時間の実態等を踏まえて、令和5年3月に施行規則の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p> | <p>処置済 実施中 検討中 未処置</p> |